

大東文化大学基準別基本方針
学生支援に関する方針

2018年12月17日大学評議会

1. 修学支援

- (1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育を充実させる。
- (2) 学生の自主的な学習を支援するため、積極的にTA制度等を活用する
- (3) 障がいのある学生、留学生など多様な学生に対する修学支援を充実させる。
- (4) 留年者、休学・退学希望者については、適切に状況を把握し、支援、指導を強化する。
- (5) 各種奨学金制度を充実させ、より多くの学生が継続して教育を受けられる機会を提供する。
- (6) 日本語教育に関する支援体制を整備する。
- (7) 学生の教職免許の取得、各種資格の取得に向けて幅広く支援を行う。
- (8) 臨床検査技師、看護師資格などの国家資格等の取得に関する支援を行う。

2. 生活支援

- (1) 学生が心身両面で健全な生活が送れるよう、関連部署と連携し、カウンセリング等学生の相談体制の充実を図る。
- (2) 学生のニーズに合わせて生活環境に配慮した支援を行う。
- (3) ハラスメント防止のため、啓発活動を継続的に実施する。
- (4) ハラスメント問題に対応するため相談員を配置し、学生相談室との連携を図り、その機能を強化する。
- (5) 「課外活動への助成」「学生主催事業への助成」「給付奨学金」「医療等見舞金・死亡弔慰金支給」等の学生支援を充実させるため、青桐会、同窓会、安全互助会との連携を強化する。

3. 進路支援

- (1) 本学学生の強みを生かし、充実した職業人生を歩むためのキャリア支援を行う。
- (2) 学生一人ひとりのキャリア形成支援のため、体系的なキャリア教育を実施する。
- (3) 就職環境・就労環境の変化に応じた支援プログラムを充実させる。
- (4) 学生の多様性に応じた支援体制を整備する。
- (5) 卒業後も就職活動を継続する学生を支援する。また、中途退学時における支援も行う。

4. 課外活動への支援

- (1) 課外活動に積極的に取り組む学生自治組織を支援する。

- (2) スポーツの振興のため、スポーツ活動を行う諸団体の支援体制を強化するとともに、全学的なスポーツ支援を推進する。
- (3) 文化活動の振興のため、文化活動を行う諸団体の全学的な支援体制を強化する。
- (4) 災害を含めた学生の各種ボランティア活動を積極的に支援する。

5. 学生支援の適切性についての定期的な検証

- (1) 学生支援の適切性については、学生支援センター運営委員会等にて定期的に点検・評価を実施する。